

岩手県告示第293号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第743号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成25年4月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 宮古市西ヶ丘二丁目、西ヶ丘三丁目、西ヶ丘一丁目の一部、西ヶ丘四丁目の一部、板屋一丁目から四丁目まで
の一部、神田沢町の一部及び上鼻一丁目の一部
- 2 実施した期間 平成24年10月22日から平成25年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（登記所備付地図修正業務及び基準点設置作業）